

## コンクリートの受入れ時の検査について

### (内容)

スランプ・空気量試験はコンクリートが打ち込まれる前に行う。となっている。研修会で受入れとはポンプ等で施工する場合はホッパーに入る前と説明がありました。

治山工事で、索道で、コンクリートを運搬し、打設する堰堤工事ではコンクリート搬器を受ける場所で試験を行ってよいのでしょうか。

現在、自社が請負っている治山工事は索道の支間長が1000m近くあり、運搬距離で300m、荷卸し高低差100mあり、現場への通勤は徒歩で1.5km通わなくてははいけません。型枠へ打ち込まれる前なのか、コンクリート搬器に入れる前なのか、ご指導をお願いします。

### (回答)

基本的にはコンクリートが打ち込まれる直前にスランプ試験と空気量試験を行うことを指導しております。

この理由は、アジテータ車からの荷卸し地点から、ポンプ打設のための配管等の場内運搬が発生する場合、ポンプ配管の延長によってはスランプ値の損失が発生する場合があります。そのことを考えて、コンクリートに打ち込まれる直前、すなわち型枠に投入する直前にスランプ試験などの受入れ試験を行うことを指導しております。

ご質問の現場条件の場合、荷卸し地点から打設箇所までは生コンクリートを搬器に写して、ケーブルクレーンにて運搬するということですが、まずは打設直前での試験実施を検討して下さい。

打設直前での試験が困難である場合、ケーブルクレーンでの運搬によりスランプ値の損失が発生しなければ搬器への投入時点でもよいと考えます。その他にコンクリートの練り混ぜから打設完了までの時間も定められていますので、そのことは遵守するようにしてください。

なお、このことについては発注者監督員と協議して決定して下さい。協議結果については施工計画書等に記載して下さい。

## 熱中症について

### (内容)

研修会で「熱中症で病院に連れて行ったら事故1件としてカウントするので注意の事」という説明がありましたが、先日、厚生労働省から国交省大臣あてに「病院に連れて行っても問題がなかったら事故扱いにしない様に」という要望書を出したとニュースで見ました。

事故扱いを恐れ、病院に連れていくのを、ためらい、最悪の結果となりかねない。という理由でした。

県としては、今後どのようにお考えですか？

### (回答)

熱中症により病院に搬送され、4日以上 of 休業となり労働災害として認定された場合、熱中症に対する安全管理の措置が不適切であれば工事成績評定にて事故として評価します

建設現場における熱中症の予防対策としては、平成25年5月21日付の厚生労働省安全基準局安全衛生部長から都道府県労働局長あてに発行された以下の文書が参考となります。インターネットでダウンロードできます。

「平成25年の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について」  
厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp/>) に入って検索して下さい。

熱中症、工事関係者の事故や公衆損害事故を防止するための安全管理については、自主的に作業等に潜在する危険要因を特定し、事前に的確な対策を講ずることが重要です。活動が実効性を伴うように、形骸化しないように常に安全管理者が注意喚起して、安全管理を実施してください。

なお、ご質問にある厚生労働省から国土交通省あてに発行された要望書について、関係機関に問い合わせたところ、そのような要望書は存在しないとのことでした。